

周南市特別用途地区建築規制条例の一部を改正する条例制定について

周南市特別用途地区建築規制条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月24日 提出

周南市長 藤井律子

周南市特別用途地区建築規制条例の一部を改正する条例

周南市特別用途地区建築規制条例（平成15年周南市条例第215号）の一部を次のように改正する。

別表第2アの項を次のように改める。

|   |   |   |
|---|---|---|
| ア | 周南都市<br>計画大規模<br>集客施設制<br>限地区内に<br>建築しては<br>ならない建<br>築物 | 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブそ<br>の他これに類するもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技<br>場、勝馬投票券発売所、車券売場若しくは勝舟投票券発売<br>所の用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、<br>映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあって<br>は、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メー<br>トルを超えるもの |
|---|---|---|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。